

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名【新】措置入院患者等通報対応業務集約事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,813 千円 (現計予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,813	0	0	0	0	0	0	0	1,813
決定額	1,813	0	0	0	0	0	0	0	1,813

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

精神保健福祉法に基づき、警察官等から自傷他害のおそれのある者の通報を受理した場合は、24時間体制で県(保健所)が調査を行い、措置診察・入院を行う精神科病院へ対象者を搬送することとなっているが、通報件数や措置診察件数の増加、県と県警察との役割分担の明確化に伴い、保健所の業務体制の強化を図る必要がある。

(2) 事業内容

県内7保健所で実施している通報対応業務を集約化することで、保健師の負担を軽減し、持続可能な業務体制を整備する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担のみ

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	1,204	出張旅費
消耗品費	210	事務用品、寝具設備
燃料費	50	燃料費
修繕料	90	公用車修繕料
役務費	96	電話料金
使用料	163	寝具リース代、高速道路利用料
合計	1,813	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第8期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

12府県において、通報対応業務の集約化が行われている。

(3) 後年度の財政負担

あり（必要に応じて見直し）

(4) 事業主体及びその妥当性

精神保健福祉法において、警察官等からの通報にかかる対応業務は、都道府県等が行うことと規定されているため、県による実施が妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 精神保健福祉法に基づく通報対応業務を集約化することで、持続可能な業務体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R6)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R10)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

精神保健福祉法に基づく警察官等からの通報を受けて対応する業務であり、指標を設定することになじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和6年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	保健所職員は24時間いつ通報があるのか分からない中待機している。保健所職員へのアンケートからも、待機により日常生活に制限がかかり負担に感じているという訴えがあるため、体制を見直し負担軽減を図る必要が増している。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価)	
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価)	

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 運用する中で、県警察等と調整をしながら、保健所職員の負担減に向けて適時改善していく。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 集約化の運用に当たっては、保健所間や県警察との調整等において、随時改善を図っていく。
